



## 日本学術会議の勧告（案）

日本学術会議会員 尾島俊雄

日本学術会議は、生活者の視点に立った安全・安心を旨とする国家政策の推進について、2005年4月、政府に勧告を予定している内容は、「**地震防災上の最重要課題として、既存不適格構造物の耐震性強化（耐震補強）および危険な密集住宅地の防災対策の推進のため、抜本的な対策を立て早急に実行に移すべきである。**」

この勧告の必要性を説明するに当たって、「建築基準法第8条「建物の管理者は常に適法の状態を維持すべし」の条文見直しを求めたものである。作り手の責任を免責する途上国時代の法体系であるとの判断から、成熟社会にあってはストックを保全する法体系にする必要性を考えたからである。新耐震基準ができるたび、建物を補強し改築することは管理者のみでは不可能で、設計者も施工者も行政当局もこれを支援すべきである。その配慮が少ないため、現在の法律では不適格であるが、建設当時の法律では合格であった建物を容認してしまっている。これを既存不適格と称しているが、阪神大震災で5,500人を圧死させた建物の多くがこれに相当する。しかし、この法律を改正し、常に適法な状態を維持するためには相当の費用負担が予測される。1992年イギリスで廃止したことに学んで、建築基準法に代わる建築基本法をつくるべしと、東大の神田順教授等の提言等もある。また、日本学術会議が「新しい学術の体系」(<http://www.scj.go.jp/>)を2005年1月にホームページで公表した。

この「新しい学術の体系」によれば、自然法則を秩序原理とする理学・工学。信号性プログラムを秩序原理とする生命科学。表象性プログラムを秩序原理とする人文科学。これらのすべてを統合する人工物システム科学を設計科学と称している。これを建築分野に例えれば、物質としての建築の安全性については理学・工学の科学が支配し、そこに住む人々の安心については人間のDNAに刻まれたゲノムという信号性プログラムの科学が決定要因となる。また、安全・安心を守るための社会システムとしての建築基準法には人文科学の表象性プログラムによる科学が用いられる。建築は人工物システムの典型であり、設計科学そのものと考えられるが、この面での統合研究は途についたばかりである。

## 基本法制定準備会「国と自治体の責務の分担」シンポジウム報告

標記のシンポジウムを如水会館にて平成17年2月10日に開催した。司会は水津秀夫、講演者は発表順に、神田順、高山峯夫、黒木正郎、西一治、上西明、金箱温春である。なお、高山と黒木による昨年のPD報告は紙面の都合上割愛している。

**神田)** 本来、設計とは自分の判断で答えを見つけるもので、法律に基づいたマニュアル通りにやればできる、というものではない。それに対して国・行政がどこまで決めてルールを運用するのか。「住宅まちづくり基本法」の成立に向けた動きについて、「住宅」だけでなく「建築」全体を扱うべきであり、今後、議論が必要である。

**西)** 何かを作ったり規制する時には、その地域性や特殊性を考えることから始めるのが普通だが、基準法は一般的な価値観を元に全てを決めている。後から法文等を修正・改変するので非常にわかりにくい。建築基準法の集団規定には、地方の気候・風土の特性に応じた制限や地区計画など地域特有の規制などが含まれる。単体規定は健康安全・避難安全性・

構造安全性。これらは建築するときの安全性でしかない。建物ができた後の安全性をどのように持続させるか。安全性はいつ誰が検証するのか、許可が確認か届出か。大事なことは情報が開示され、その情報を的確に判断・評価する人やシステムがあること。建築に関わるものとして、誠実に得た情報や知識は正直に社会に開示していくということが大事であり、職能倫理としては、訓練や実践によって現実的に専門家としての資質を確保していくべきだ。

**上西)** 基準法で普通に決められている一般の建築に対して、特殊な建築というものがある。例えば幕張メッセなどの大規模建築や京都の町などにある古い建築など。この普通の建築のレベルを維持するために今の建築基準法はあるのだろうか、もう少しわかりやすいものにならないか。京都の町屋など地方に独特の特殊な建築に対してはそれぞれ地方で考えるべきであり、特殊な建築を全部地方で見られるのか。やはりそれを実現できてチェックできるような仕組みが必要である。最近ゆとり教育で総合学習というのがあるが、全体の9割以上

は他の学校の真似を行っていたりする。それでも総合学習では学校が独自性を出す余裕が確保されており、建築においてもそのような自由度が求められる。

**金箱)** 建築基準法の最低基準というのは1つの約束事に過ぎず、国は責任をとらない。建物の安全性能はデザイン・機能・経済性などとのバランスの中で考えるべきである。「政令で構造計算を決めている」とあるが、構造計算というのは設計の1つのプロセスであって、結果の判断の取り方によって性能はいくらでも変わってしまう。結果として構造設計者の判断が性能確保のためには重要なのだが、それがなかなか社会に伝わっていない。資格のある構造設計者にもっと権限を付与して無駄な規制を減らし、同時に責任を強化するという方法が良い。既存不適格の耐震改修も含めて、建物が適法に保たれていることが持ち主にとってもメリットになるような、能表示制度や新しい制度が不可欠である。

**上西)** 地震、雪、風など明らかに地方ごとに違うものについては、地方自治体が判断するというのは良いことで、あるべき方向である。時代によって変わっていくものの流れを一番良く捉えているのは建築学会だと思うので、学会でスタンダードを作っていくのも良いのではないかな。

黒木) スタンダードを全て国が決めて、それ以外のやり方は無いに等しい。これは「護送船団方式」以外の何物でもない。専門家に委託すると、委託者側の自己責任が発生し、受託する側も責任・資質が求められるわけで、互いに信任するような構造になっていかないと、設計という行為が創造的なものとして認められない。要するに誰がやっても同じだという前提で対価が決まっているような状態。

**西)** 地域に付属している自然条件などはその情報を良く知っているところが把握して、ガイドラインなどを作って、あるいは規制すべきところは基準値を設定すべき。

**金箱)** 世の中の人々が専門家に任せて建築を作ることができる安心できるシステムが必要。保険などで保証するシステムを構築した上で、専門家を信頼するという形にしないと、なかなか社会には受け入れられないのではないかな。

**村上)** 法律というのは生命を保護しているわけではなくて、生命の保護のために建物は崩壊しないという程度のことを言っているにすぎず、建物の財産価値の保護ということは一言も言っていない。このことを一般の人に理解してもらう必要がある。責任を負うということは保険などのシステムを絡めて金銭的な担保が必須である。

**佐竹)** 地方に任せるのは良いが、実際はどの県も構造に関して東京都に倣うことで対応している。熟練した市民が自ら法律を立ち上げて、専門的な知識に関しては例えば建築であれば専門家である建築士がそれをサポートするというのが本来のあり方ではないかな。

**神田)** 建築学会の方でも建築基本法の考え方を基本とするような議論を更に発展し、考えて行きたいと考えている。自己責任ということに関して、適当なシステムを作らないと現実的に機能しないが、それに対する何らかの突破口をつくればと思っている。一般の方が何を求めているのか、どうしたら自己責任というのが実現できるのかをガイドラインとして示していけるような形にする必要がある。

(文責：高山峯夫)

## 事務局からのお知らせ

### (1) 建築基本法制定準備会シンポジウム・総会のお知らせ

下記の通りシンポジウム・総会を開催します。奮ってご参加ください。ご案内の詳細を同封いたしましたので、出欠のご連絡をお願いいたします。

日時： 平成 17 年 4 月 26 日(火)  
14:00~ シンポジウム  
16:15~ 総会  
17:15~ 懇親会  
場所： 建築会館ホール  
〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20

#### 1. シンポジウムの内容(タイトルは予定)

- ・尾島俊雄 日本学会会議員「建築政策の重点課題」
- ・村田麟太郎 建築家「これからの建築について」
- ・竹川忠芳 第一東京弁護士会会員  
「私の考える建築基本法」
- ・神田 順 本会会長「建築基本法による新しい体系へ」

#### 2. 定期総会の内容

- ・活動報告、会計報告
- ・役員改選
- ・活動報告
- ・その他

### (2) 会費納入のお願い

17年度年会費(5000円)のお振込みを下記にお願いいたします。

東京三菱銀行 新宿中央支店(普) 5443344  
建築基本法制定準備会事務局

事務局連絡先電話：03-3284-2071 FAX：03-3284-2072

住所：〒211-0025 川崎市中原区木月 357

建築設計事務所アトリエ 71

E-mail：info@kionho.jp http://www.kionho.jp

